

平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求控訴事件

当該事件担当裁判官御中

上 申 書

|   |  |
|---|--|
| 住所  |  |
| 氏名  |  |
| 上記裁判第1審に対する意見書  |  |
| <p>2010/5/10 付け松田早苗署名上申書においても申上げましたが、自称動物あいご団体「エンジェルス」と称する彼らの組織運営経費の使途が今なお不明瞭な状況であると感じます。</p> <p>自称動物あいご団体「エンジェルス」が公開している報告書を普通に見て、寄せられた寄付金、募金の金額と使途が公明正大であるとは評価できず領けないものであります。それにも拘らず継続して募金を呼びかけておりますことは、他においても「募金」という尊い行為を私利のために悪用する私財蓄積手段であるかのごとき誤解を招く恐れがあります。</p> <p>自称動物あいご団体「エンジェルス」の行為は、動物福祉についての活動に携わるものであればモラルにおいて危機感を抱いていると言って過言ではない状況であると感じます。</p> <p>昨今、タイガーマスクと称されます善意の行動が「寄付」を手段としての社会変革を促すような方向に向かいつつあると感じさせられます。</p> <p>例え僅かでもその善意が受け入れ側の不用意または悪意で使途を誤れば、寄付行為を疑問視されることに繋がり先人の尊い行為を蔑にしかねなく、また、それに伴い寄付行為が敬遠されるのではないかと言う危惧を感じます。</p> <p>そして、それらにより喜びを感じておられる方々にも多大な失望感を与えかねないことであり、善意に対しては誠実に使途を明らかに適切にして、寄付者に報いることが肝心ではないでしょうか。</p> <p>公益社団法人「動物基金」の幹部がこの自称動物あいご団体「エンジェルス」を支持し批判するものを糾弾されることも不可思議なことであり「正義」とは何かと疑問をもつものであります。</p> |  |



出身民族の相互信頼と互助としては当然ではあるのですが、日本において公益社団法人を名乗る団体としての「動物基金」の代表が「エンジェルズ」の活動と林俊彦代表が公開している報告書に一切の疑問を持たれないことには大きな失望を禁じ得ません。

動物に関わる者たちの一部にモラルの崩壊があり、「募金」はたやすく得られる蓄財手段だとしてもお考えなのかと勘繰りたくなります。

「動物あいご」を標榜すれば全てが善意に解釈されるようなことは危険ですが、まともに活動する者たちも又「動物愛護」を訴えなければならず、このような疑惑の元になる行為を許すことは、動物の福祉の向上を願うものには甚だ迷惑に思うことであります。

私事ではございますが、40年間私利は一切なく、半生をかけて動物福祉の向上を願う活動を続けております一国民としても見過ごせないことであります。

自称動物あいご団体「エンジェルズ」の社会を欺く行為が国民の善意に背く反社会的行為であるとも言えますことは国家の品格からも容認されませんように、ご担当裁判官殿の賢明なるご英断を切にお願いを申し上げます。

良いことをする者が褒められ、悪行は糾弾、法的制裁があることを国民が感じとれる社会が住みよい社会であり、日本人としての誇りとなるのだと確信いたします。

原告の会の活動がその一歩として足跡を残されることに敬意を表します。

2011/1/14 